

# 令和8年度（2026）三原市社会福祉協議会 事業計画

## 【基本方針】

少子高齢化や人口減少とともに、地域や家族の共同体機能が脆弱化する中で、社協の相談窓口や地域福祉活動、在宅福祉サービス等の現場でも、対象者や分野別の福祉制度では、解決が難しい地域生活課題が、以前より増して広がっています。

あわせて、住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、従来の属性ごとの支援体制では「制度の狭間」のニーズへの対応が困難になる中で、身元保証・死後の対応を含む孤独・孤立の問題が深刻化しています。

このような状況を踏まえて、住民の生活課題に柔軟に対応できるよう、住民主体の活動支援や多様な担い手が連携する仕組みづくりの取組を進めていく必要があります。

誰もが安心して生活できるよう、地域、専門機関、行政が一体となって支える体制を構築し、社会福祉法の改正にあるように、地域共生社会の実現を目指すことが今日の目標となっています。

こうした情勢の中、本会は、地域福祉推進の中核的組織として、令和6年度からの「第5次地域福祉活動計画」に基づき、住民主体の地域福祉活動の支援強化、包括的支援体制の構築など、三原市の計画である「第4期地域福祉計画」と協働し地域共生社会の実現のために、各事業を展開していきます。

権利擁護支援においては、令和8年度新たに社会福祉法の改定が予定されており、その中身は「身寄りのない人にたいしての生活支援、入院・入所等の身元保証、死後事務」等の支援策が示され、行政や関係機関と協働し、ガイドラインづくりに取り組む必要があります。成年後見の利用促進や日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業の連携が促進されるよう、中核機関の機能強化を図ることで、権利擁護支援に対する市民の理解や相談やサービス機能の充実ができるよう事業の推進をします。

地域福祉推進においては、小地域福祉ネットワーク（自治会等における見守り連絡会議や自治会座談会）の運営支援を通して、地域の皆様と共に地域づくりについて検討を重ねます。あわせて、概ね小学校区域での「地域福祉ネットワーク会議」の育成・充実を図り、住民主体の活動の普及啓発、ネットワーク会議未設置地区では地域福祉懇談会を開催し、住民が地域のことについて話し合う場づくりに継続して取り組みます。

また、介護事業課全体としての基盤の強化を図ることで、加算取得や加算の見直しによるサービスの質の改善、生産性向上のためのICT活用による業務改善、外部機関の活用による効率的・効果的な事業運営や職場環境整備を行い、安定した収益確保に向けた経営改善強化と人材確保・職員育成を図っていきます。

法人運営においては、組織運営体制の強化や財務状況の透明性を確保し、適切な法人運営に努めてまいります。また、一層の効率的な法人運営がもとめられ、事業の課題整理と合理化を推進し、より安定的な事業の経営を目指します。

社協事業全般について、市社協の総合相談力の強化および経営基盤の強化のため、中堅職員による「事業推進会議（仮称）」を局内に設置し、より一層の効率的な法人運営および事業の課題整理と合理化を推進し、長期的な視点を持った安定的な組織運営と事業運営を目指します。

## 【基本目標】

1. 地域共生社会の推進及び総合相談体制づくり
2. みんなで支え合う地域づくり
3. 住民参加のきっかけづくり
4. 社協の活動基盤強化
5. 介護保険事業所のサービスの向上と効率的運営
6. より適正な法人運営と経営機能の強化

## 【法人運営・各課の事業運営方針】

### 地域福祉課

---

#### (事業運営方針)

市社協第5次地域福祉活動計画の内、基本目標「みんなで支え合う地域づくり」「住民参加のきっかけづくり」に取り組みます。

「みんなで支え合う地域づくり」において、小地域福祉ネットワーク（自治会等における見守り連絡会議や自治会座談会）の運営支援を通して、地域の皆様と一緒に暮らしやすい地域づくりについて検討を重ねます。また、概ね小学校区域での「地域福祉ネットワーク会議」において令和7年度に事業化された**生活支援サービス補助事業**（三原市の移動支援サービス）の普及啓発、小学校区域を範囲とする住民啓発や新たな生活支援活動について協議をすすめ、会議未設置地区では地域福祉懇談会を開催し、住民が地域のことについて話し合う場づくりに継続して取り組みます。

「住民参加のきっかけづくり」は、地域福祉人材の確保に向けて、地域福祉講演会・見守りフォーラム・地域支え合い推進員養成研修の一体推進を図り、小地域福祉活動、小地域福祉ネットワーク、各種住民互助活動、ボランティア活動の担い手の育成を図ります。また福祉教育においては、福祉教育プロジェクト会議を中心に、小中学校との協議、福祉教育人材の育成を図りながら、福祉教育プログラムの作成協議を進めます。

#### (主な事業内容)

- 暮らしの課題が早期に発見・発信できる関係づくり
  - ・地域見守り推進事業（見守り活動連絡会議）
  - ・生活支援体制整備事業（自治会座談会）
  - ・地域支え合い推進員の育成（小地域福祉ネットワークの育成支援）
- 多様な主体による地域課題への対策検討
  - ・生活支援体制整備事業（地域福祉ネットワーク会議の開催支援）
  - ・三原市社会福祉法人連絡協議会 事務局運営
- 福祉への関心を高める住民啓発と福祉教育
  - ・地域福祉講演会 見守りフォーラムinみはらの開催
  - ・生活支援体制整備事業（小学校区での福祉講演会）
  - ・学校での福祉体験学習の実施支援
  - ・福祉教育プロジェクト会議の開催と福祉教育プログラムの作成協議
- 福祉課題に応じたボランティア活動人材の育成と支援
  - ・ボランティア・市民活動サポートセンター事業
  - ・生活支援体制整備事業（人材養成）
- 誰もが参加・協力できる活動づくり
  - ・自治会圏域での小地域福祉活動（サロン活動・地域見守り活動・生活支援活動）の推進
  - ・連合町内会域での常設サロン活動や地域子育て支援サロン活動、子ども食堂の活動支援

- ・ご近所お互いさま活動「ほっとはーと」事業
- 地域福祉活動計画の進捗評価
- ・地域福祉活動計画評価委員会の開催

#### (1) 地域包括支援センター（高齢者相談センター）

##### (事業運営方針)

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活が継続できるよう、高齢者の生活状況の把握や各種情報提供、必要な支援等を行っていきます。また、安心して生活できる地域づくりに向け、関係機関とのネットワーク構築の促進や地域ケア会議等を開催し、抽出された地域課題の解決に向けた方策等の協議や取り組みを実施していきます。

地域共生社会の推進に向け、多様な相談に対応できるよう総合相談支援機能の充実や多職種連携の推進、認知症サポーター養成講座等の認知症の理解に関する啓発活動、介護予防に対する意識の向上に向けて啓発活動や取り組みを実施していきます。

##### (主な事業内容)

- 総合相談支援業務
- 権利擁護業務
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 介護予防ケアマネジメント業務
- 地域ケア会議の実施
- 認知症施策の推進

#### (2) 三原市ボランティア・市民活動サポートセンター事業

##### (事業運営方針)

ボランティアや NPO 法人等市民活動団体の活動の需給調整、活動に関する情報発信、運営に関する相談に応じ、活動の支援及び住民参加の促進に取り組みます。市内の自主的な活動やボランティアニーズの把握に努め、必要とされる活動について積極的に発信し、関心のある住民の参加を促進します。また、学生や若年層がボランティア活動を知り、参加ができるよう支援を行います。

市民協働のまちづくりの中間支援組織として、連合町内会等住民自治組織が取り組む「地域ビジョン」の策定を支援します。未策定地域に対して自治会へのヒアリングを行い、地域課題の把握等に取り組みます。策定過程では小地域福祉活動（サロン・見守り・生活支援）や住民の生活課題について協議されることから、地域福祉担当者とともに策定会議やワークショップの開催を支援します。また、策定完了後も、事業実施状況や新たな課題把握のため、定期的なヒアリングを実施します。

大規模災害の発生時に、迅速な支援ができるよう、各種団体との連携体制の強化を引き続き図ります。また福祉課題を抱える被災世帯への継続的な訪問や福祉専門機関との支援方針の共有に努め、生活の再建を支援することを想定した災害ボランティアセンターの運営を行います。

##### (主な事業内容)

- 福祉課題に応じたボランティア活動人材の育成と支援
  - ・ボランティア養成講座等の開催
  - ・ニーズに応じた活動を発信し、関心を持つ住民の参加を促進
  - ・被災者生活サポートボラネット連絡会議による、災害・被災者支援のネットワークづくりと支援基盤の強化

・若年層のボランティア活動参加の促進

○地域ビジョンの策定支援

## 福祉支援課

---

### (事業運営方針)

令和3年4月に改正社会福祉法が施行され、地域共生社会推進における包括的支援体制の構築が求められています。制度の縦割りを解消し、総合的な相談支援体制の構築を目的に地域共生センターを市と協働し局内に設置しました。

これにより、障害や年齢の区別なく住民のもつ複合化・多様化した支援ニーズを受け止め、高齢者、障害者、生活困窮者等の課題に包括的に支援できる連携体制の強化を図りました。

また、多機関協働の体制づくり通して、支援拒否や継続的に支援が必要な利用者に対してアウトリーチ支援をすることで、関係機関との連携の促進と、課題の早期発見や制度の狭間にある問題へのアプローチ、伴走支援につなげられるよう事業を推進していきます。

また、ひきこもり相談支援事業は4年目となり、ひきこもり状態にある人やその家族への身近な相談窓口としての周知と相談支援体制の充実を図ります。

今後も局内連携をより強化して、様々な相談に対応できるよう、関係機関、団体等との顔の見える関係による、継続的な支援につながる総合相談体制づくりを進めていきます。

以下、「共生推進係」「権利擁護係」「障害福祉係」の事業計画について説明いたします。

### (共生推進係)

令和5年度に設置した地域共生センターでは、生活困窮やひきこもりなどの地域住民が抱える様々な生活課題を受け止めると共に、多機関との重層的な支援体制を構築することにより、総合的な相談体制づくりに努めています。社会的に孤立した人や頼れる身寄りがいない人など、既存の制度や支援だけでは解決が難しい課題を抱えた人も増えていることから、インフォーマルな取り組みも含め、地域との連携も進めていきます。

また、行政と共に進める多機関協働のプラットフォーム事業による情報共有や勉強会等の企画などを通して、関係者との顔の見える関係性づくりを進め、誰もが住み慣れた地域で、生きがいや役割を持ちながら暮らしていくことができる地域共生社会づくりを目指していきます。

### (主な事業内容)

#### ○三原市地域共生社会推進事業（重層的支援体制整備事業）

包括的な支援体制整備事業として、多機関協働事業、アウトリーチ支援事業、参加支援事業を中心として事業を進めています。

多機関協働事業では、個別の支援会議等を通して状況整理や関わる支援者の役割分担、今後の支援方針の検討を行い、支援者が協働しやすい体制の構築を図っています。マニュアルの見直しも行っており、支援者からの相談をより繋いでいけるよう取り組んでいきます。

アウトリーチ支援事業は、支援や情報が届きにくい狭間の世帯等に対する関わりをどう進めるのかが課題です。福祉分野に限らず関係する支援者と協働して、訪問等による予防的・能動的な働きかけを進めていきます。また、行政の建築課等との定期的な会議などを通して、協力関係構築をより充実させていきます。

参加支援事業では、様々な理由で既存の居場所支援に繋がりにくい人への社会参加支援の入口の一つとして、居場所「Porta」を活用しています。次のステップを意識して、ハローワークや福祉支援者とも連携をしていき、今後も社会との繋がりが希薄な人への支援をしていきます。

これらの取り組みや、プラットフォーム事業などの取り組みを通じて把握した共通課題を三原市包括化推進会議等の会議体を通じて提案し、新たな社会資源の開発に努めます。

### ○三原市ひきこもり相談支援事業【三原市ひきこもり相談支援ステーション】

事業開始4年目となり、ひきこもり状態にある本人や家族が相談に至るまでに一定の時間を要するため、相談へのつながりにくさが課題だと感じています。より早期に相談につながるような情報発信の強化や関係者・市民への事業への理解促進を重点課題として取組を進めていきます。相談支援においては、本人や家族との面談を通して、その人のペースで継続的に支援していきます。

居場所事業「Sunぼ」では、拠点移転により開所体制を拡充したことで、参加人数および利用頻度が増加しました。利用者の一定割合が次の社会参加へとつながっていることから、居場所事業が社会的孤立の緩和や段階的支援において重要な機能を担っていると考えられます。今後もその人の状況に応じた社会参加の場づくりに努め、幅広い状態像の相談者の社会参加を支援します。

また、ひきこもり支援に関わる個別ネットワーク会議や講演会、ひきこもり支援機関実務者連携会議の開催により、関係機関との連携や支援体制の強化を図ります。

### ○生活困窮者自立支援事業【自立相談支援センターみはら】

市民、支援者からの相談を受けとめ、世帯が生活困窮に至る課題を解きほぐし、自立に向け継続的な支援を行います。家計改善支援事業では、家計状況の見える化や収支の改善に向けた検討、必要に応じて法テラスを利用した債務整理や税制窓口等への同行支援などを行い、経済的に安定した生活が可能となるよう支援していきます。

福祉関係機関だけでは解決できない課題も多く、近年では特に生活の基盤である居住について課題と感じています。市営住宅管理グループや居住支援法人等と連携を強化し、早期の支援や対応につながる相談体制づくりに努めます。

今後も市民だけでなく、研修や講演等の場を通して専門職、民生委員児童委員など地域の支援者への事業周知を進め、早期に相談が繋がるように取り組んでいきます。

### ○緊急食料等支援事業【フードバンク】

緊急一時的に食料の確保が難しくなった世帯において、一時的な食料支援等を行うことで生活を支えると共に、自立相談支援等を通して必要な制度や支援に繋がります。ただ、継続して食料支援が必要になるケースもあり、立て直しに向けて関係者とも支援の検討をしています。

また、令和6年度から三原市と株式会社フジ、本会で締結した「フードバンク活動に係る三者連携協定」に基づき常設のフードドライブをフジグラン三原店に設置しています。身近なボランティア活動として市民にも広く協力をいただいています。今後も困窮世帯だけでなく、こども食堂や母子支援施設、民間のフードパントリー、福祉施設等に支援を届けていきます。

### (権利擁護係)

地域共生社会の実現を目指した権利擁護支援を進めるため、国の成年後見制度利用促進計画に基づいた地域連携ネットワークの中核機関として権利擁護連携支援センターを受託し、関係機関への支援や学識・司法職を含めた機関との協議の場を設置しています。その中で課題を整理し、必要な資源や対応を検討していきます。また現在、国でも協議されている頼れる親族が不在の低所得の人への保証、死後対応の問題について具体的な支援となるように協議を進めています。権利擁護支援を地域全体で支える仕組みとするために、市民や関係者へ権利擁護に関する制度等の啓発等を行い、行政や関係機関と連携しながら権利擁護の推進に取り組んでいきます。

また、高齢や障害があることで、適切な判断が難しくなってきた方等の権利や財産、生活を守るために、福祉サービス利用援助事業や法人後見事業の利用促進をより進めていくとともに、その方が自分らしく生きていくための意思決定を支援していきます。あわせて、権利擁護を担う人材確保について、広島県が実施する「市民後見人養成研修」と連携し、三原市で人材登録

を促進していきます。

コロナ特例貸付のフォローアップ事業については、訪問や郵便の他にも SNS などの媒体を活用して、外国籍の人も含め必要な情報や相談につながりやすくする取り組みを進めると共に、生活再建に繋げていけるような支援を自立相談支援機関や行政、県社協とともに連携して対応を進めていきます。

今後も権利擁護の取り組みの促進に繋げていくため、専門職や地域住民への情報提供や制度の周知活動に取り組みむと共に、包括的な支援体制の構築とに努めます。

#### (主な事業内容)

##### ○福祉サービス利用援助事業【かけはし】

高齢や障害等の理由で、介護保険をはじめ各種の福祉サービス利用の判断がつきにくい人に対して、福祉サービスの利用を支援すると共に、日常の金銭管理や貴重品の預かりをすることで利用者が自立して地域で生活できるよう支援します。待機者の軽減に向けて、支援情報等の集約を進めて、契約の早期締結に向けての取り組みを行います。

##### ○法人後見事業

認知症、知的障害及び精神障害などの理由で判断能力が不十分な人に対して、成年後見人、保佐人、補助人若しくは任意後見人となることにより、安心して日常生活を送ることができるよう支援します。また、幅広い後見事業につなげるため、後見支援員の養成についても検討と取り組みを進めていきます。

##### ○生活福祉資金貸付事業

低所得者、高齢者、障害者、失業者等の世帯への、生活福祉資金の貸付を行うことで、今後自立が見込まれる世帯の生活支援を図ります。

##### ○緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援

コロナ特例貸付の借受世帯に対して、個々の世帯からの相談対応やアウトリーチなどを通してフォローアップ支援を継続的に行います。状況から償還が困難である世帯に対しては償還免除や償還猶予の手続き支援を行い、今後の生活再建に向けて必要な制度や支援に繋げていけるよう、行政や県社協、自立相談支援機関等と連携・協働して支援を行っています。また、SNS などの媒体利用や就労している人も利用しやすい相談日や時間を設け、こちらからも自宅を訪問して状況把握に努めるなど、外国籍の人も含め「相談窓口」の周知や相談機会、必要な支援を得られやすくする取り組みを進めていきます。

##### ○三原市権利擁護連携支援センター事業（中核機関及び権利擁護事業ネットワーク）

権利擁護や生活課題への包括的な支援を推進するため、地域共生や権利擁護に係る関係機関への支援を行います。行政や司法を含めた関係機関が参加する会議や地域連携ネットワーク構築を推進するとともに、取り組みから明らかになった課題に対して協議検討を行い、必要な資源開発に繋げていきます。前年度は身寄りがない人等への終活サポート事業の検討協議を進めてきましたが、今年度はそれを踏まえて、まずは死後事務を含む具体的な支援について整理をしていきます。

また前年度より、「かけはし事業」や「成年後見制度」の利用までの間に、緊急的に財産を保全する緊急事務管理を目的として、「通帳等一時預かり事業」開始しました。

今後も支援関係機関や市民への権利擁護の周知啓発に努めるとともに、中核機関として求められる成年後見制度利用促進に向けた協議体の整理や取り組みを進めていきます。

#### (障害福祉係)

次年度より新たに三原市基幹相談支援センターが設置されます。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、従来の相談支援業務に加え、地域の相談支援体制の強化を図

るために専門員研修の企画・運営を行います。また相談支援事業所が抱える困難性の高いケースへコンサルテーションを実施し後方支援としてサポートします。様々な障害の各ニーズに対応でき、相談者が話せて良かったと思えるワンストップの相談窓口として、相談支援を実施します。

障害のある人を主体とした『本人が望む暮らし』を受け止め、障害のある人の権利及び利益の保護に努めながら地域生活支援（自立と社会参加）を進めます。

障害のある人の自立した生活を送るための支援や交流を促進し、地域住民と障害のある人の相互理解を図るために、障害福祉の啓発や必要な情報と制度が伝わるよう周知活動に努めます。

制度の狭間にある相談や複合的な課題を抱えている世帯、指定相談支援事業所からの困難ケースに関する相談に対応できるよう、局内連携や地域の多機関と協働しながら相談支援機能の充実を図ります。

障害者就労推進事業では、障害のある人の就労に関する相談窓口として、行政や関係機関との細やかな連携と丁寧な就労支援の相談援助を行っていきます。

三原市が新たに目標として掲げた障害者雇用1,500人の達成に向け、センター内で実施する相談支援体制の強化はもとより、行政や関係機関、地域おこし協力隊員と連携し、障害のある人が自立できる共生社会を目指します。

(主な事業内容)

- 地域の相談支援体制強化事業
- 権利擁護・虐待防止対策事業
- 包括的支援体制強化事業
- 三原市障害者相談支援事業
- 三原市障害者住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
- 三原市障害者生活アシスタント事業
- サービス等利用計画作成事業（指定相談支援事業）
- 地域活動支援センター事業
- 障害者就労推進事業（相談支援業務）

## 介護事業課

(事業運営方針)

前年度、介護事業課は事業エリア統合や介護ソフト変更による業務効率化等大きな見直しを行い、継続的な事業運営に向けて事業を実施しました。今後も、人材不足や実施エリアの社会的構造の変化などにより難しい運営状況も予想されます。

今年度も引き続き、介護保険事業の推進にあたり目標を明確にし、事業所が抱える課題の共有・分析を行い、介護事業課一体となり、解決に努めていきます。また、事業・研修など効率化や業務の改善等を実施し、介護事業課全体としての基盤の強化を図ることで職員が働きやすい環境での事業継続ができるよう努めます。

そのため、加算取得や加算の見直しによるサービスの質の改善、生産性向上のための ICT 活用による業務改善、外部機関（介護職場サポートセンターひろしま等）の活用による効率的・効果的な事業運営や職場環境整備を行い、安定した収益確保に向けた経営改善強化と人材確保・職員育成を図っていきます。

社会福祉協議会が運営する介護事業所として、局内連携を中心に各種関係機関との綿密な連携に努め、地域福祉の充実を図るために住民から信頼される事業所を目指します。

(主な事業内容)

- 居宅介護支援事業
- 訪問介護事業
- 通所介護事業
- 障害者自立支援事業
- 地域生活支援事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業

## 法人運営・総務課

---

(事業運営方針)

法人運営については、組織のガバナンスの強化と財務規律の徹底を図るとともに、情報開示に積極的に取り組むことにより、透明性の高い法人運営を進めます。

今後も安定した事業運営を進めていくために、社協会費や共同募金などの自主財源の増強と確保に努めるとともに、予算の適正かつ効果的・効率的な執行と経費削減を図ることで、財務状況の改善に努めます。

また、運営基盤の強化を図るため、人材育成や人材確保に取り組むことはもとより、職員一人ひとりが個々の能力を最大限発揮でき、チームワークを高められる職場環境づくりを推進します。

(主な事業内容)

- 現況報告書・財務諸表・役員報酬基準等の公表に関すること
- 収支状況と財政状態の適正な把握に関すること
- 労働環境の整備・職員の処遇改善に関すること
- 職員研修に関すること
- 社協会員制度や共同募金への協力強化
- 福祉・介護人材確保等総合支援協議会の運営に関すること

### 【事業内容】

1. みんなで支え合う地域づくり・住民参加のきっかけづくり
  - (1) 暮らしの課題が早期に発見・発信できる話し合いの関係づくり
    - ①小地域福祉ネットワーク（見守り活動連絡会議や自治会座談会）の働きかけと運営支援
      - ア. 見守り活動連絡会議の運営支援
      - イ. 地域福祉ネットワーク会議実施地区での小地域福祉ネットワークづくり
    - ② 地域支え合い推進員の養成
      - ア. 地域福祉講演会・見守りフォーラム・地域支え合い推進員養成研修の一体的推進
      - イ. 見守り活動・自治会座談会合同連絡会議の開催
  - (2) 多様な主体による地域課題への対策検討
    - ①生活支援体制整備事業
      - ア. 生活支援体制協議体（市域：第1層圏域）
        - ・地域福祉ネットワーク会議（小学校区域）で協議される地域課題や支え合い活動を共有し、地域福祉ネットワーク会議の活性化を図る。
        - ・地域課題の解消に必要な社会資源の政策提言
      - イ. 地域福祉ネットワーク会議（小学校区域：第2層圏域）

- ・住民の困りごとから地域課題を知り、解消の方策を検討
- ウ. 地域福祉ネットワーク会議の新規設置に向けた地域福祉懇談会の開催  
(基礎自治組織：第3層)
  - ・地域見守り活動，自治会座談会による心配な人の早期発見と，専門機関へのつなぎの促進。
  - ・サロン，見守り，支え合い活動による社会参加や支え合いの促進。
- ②相談支援体制づくりに向けた連携
  - ア. 地域づくりに向けた市社協・地域包括支援センター包括連絡会議を開催し，住民活動の支援の協議や個別支援の情報交換を実施。
  - イ. 住民活動（見守り活動連絡会議等）や民生委員からの相談を受付し，課題の早期発見と相談機能の強化
  - ウ. 食の資源マップや住民活動一覧表の作成と更新
  - エ. 福祉専門職による地域出前講座一覧表の更新と住民への発信
- ③三原市社会福祉法人連絡協議会の事務局運営
  - ア. 社会福祉法人間で，情報や相談がスムーズにつなぎ合える関係づくりをすすめる
  - イ. 「地域における公益的な取組」を周知し，共に取り組める活動づくりの協議をすすめる
- (3) 福祉への関心を高める住民啓発と福祉教育
  - ①地域福祉講演会や小学校区域ごとの福祉勉強会の開催
  - ②みはら福祉大会の開催および各種団体・ボランティアへの市社協会長表彰
  - ③保健福祉まっりの開催
  - ④福祉教育プロジェクト会議の開催
    - ア. 社会福祉推進協力校の設置要綱の運用と評価（見直し後）
    - イ. 局内の理解の促進と学校・地域住民・関係機関と協働した福祉教育の推進
    - ウ. 福祉教育プログラムの検討および福祉教育関係事業の課題整理
- (4) 福祉課題に応じたボランティア活動人材の育成と充実
  - ①三原市ボランティア・市民活動サポートセンターの運営
    - ア. HPやSNSを活用したボランティア活動に関する情報発信
    - イ. 手話通訳者配置事業・手話通訳者派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業の受託
    - ウ. 地域ビジョン策定支援，未実施地域及び策定地域へのヒアリングの実施
    - エ. ボランティア活動保険の加入促進
    - オ. 三原市ボランティア・市民活動サポートセンター運営委員会の開催
  - ②災害ボランティアセンター運営に備えた各種団体とのネットワーク強化
    - ア. 三原市被災者生活サポートボラネット連携推進会議の定期開催
    - イ. 災害ボランティアセンター運営マニュアルの更新
    - ウ. 災害ボランティア事前登録の促進
  - ③課題解決に向けてテーマやエリアを意識した福祉活動の担い手育成と活動づくり支援
    - ア. 中学生・高校生のボランティア活動きっかけ講座の開催
    - イ. 生活支え合いサポーター養成講座の開催
    - ウ. 生活支え合い活動フォローアップ講座の開催
    - エ. 三原市認知症やすらぎ支援事業支援員養成講座の開催
    - オ. 点訳・手話・朗読・要約筆記等のボランティアの事前体験会及び養成講座の開催
    - カ. 地区社会福祉協議会の活動支援（地区社協連絡会議および研修会の開催）
- (5) 誰もが参加・協力できる活動づくり
  - ①小地域福祉活動（サロン・見守り・生活支援活動）の育成・推進

- ア. 小地域福祉活動（サロン・見守り・生活支援活動）の立ち上げ支援および活動支援
- イ. 地域の実情に合わせた事業内容の検討（ふれあい・いきいきサロン）
- ウ. 災害にも強い地域支え合いマップづくりや見守りフォーラムの開催
- ②誰もがお互いさまの関係となれる福祉活動の推進
  - ア. 常設サロンひよりやの活動支援
  - イ. 地域子育て支援サロンおよび子ども食堂の立ち上げと運営支援
    - ・地域子育て支援サロン交流会の開催
    - ・子ども食堂実施団体のネットワークづくり
- ③地域の課題に合わせた取り組みの検討
  - ア. 常設サロン交流会・子育てサロン交流会・こども食堂交流会を通して、活動の充実及び課題の把握
  - イ. 三原市ご近所お互いさま活動「ほっとは一と」活動の推進
    - ・ほっとは一と運営会議を通じた既存の社会資源で解消しづらいニーズの把握
- (6) 児童福祉の推進
  - ①児童交通安全対策のための交通安全帽子の寄贈（大和）
- (7) 在宅福祉の推進
  - ①三原市ご近所お互いさま活動「ほっとは一と」の運営
    - ア. 運営会議を開催し、ニーズ動向の把握と運営課題の協議
  - ②三原市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業の受託
    - ア. 事業の啓発による利用者の拡充
    - イ. やすらぎ支援員フォローアップ講座の開催
  - ③男性ひとり暮らし高齢者・男性介護者料理教室の開催
  - ④子育て家庭育児支援事業の推進
    - ア. 支援員の養成および人材派遣
  - ⑤ふれあい訪問活動の実施（本郷）
  - ⑥一人暮らしふれあい交流会（大和）
  - ⑦福祉機器貸出事業の実施
- (8) 日本赤十字事業の拡充強化の協力に関すること
  - ①日本赤十字会員制度の普及と増強
  - ②三原赤十字奉仕団の育成強化と活動の推進
- 2. 障害者福祉の推進
  - (1) 障害者生活支援センタードリームキャッチャー及び三原市基幹相談支援センターに関すること
 

障害者福祉に関する必要な情報の提供及び助言，地域の相談支援事業所へ助言や情報交換のための機会を提供し、地域全体の相談支援体制の強化に努める。また定期的な研修会を開催し相談員の支援の資質向上に向けた取り組みを実施。

また地域で暮らす障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができることを目的とする。地域の相談支援体制の強化

    - ① 権利擁護、虐待防止の取り組み
    - ② 包括的支援体制の構築の取り組み
    - ③ 自立支援協議会マネジメント業務
    - ④ 市との定例会議、その他連絡会議
    - ⑤ 緊急度の高いケース把握
  - (2) サービス等利用計画作成事業（指定相談支援事業）
 

障害福祉サービスの利用や障害児通所支援の利用を希望される方に対して、現在の困り事、これからの希望などをお聞きし、利用に必要な計画案の作成や、作成した計画が利用者にとって適切であるかを一定期間ごとに状況を確認し、必要に応じて計画の見直し

等を行います。

- ①基本相談：障害児者及びその家族の生活全般に関すること
- ②特定相談支援：障害福祉サービス利用支援における計画作成に関すること
- ③一般相談支援：障害者の地域生活への移行と定着支援に関すること
- ④障害児相談支援：障害児の通所支援に関すること

(3) 地域移行、地域定着の促進の取り組み

- ①障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- ②地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

(4) 障害者生活アシスタント事業

派遣対象者に生活協力員を相談員として派遣し、必要と認める生活支援を行う。

- ①福祉サービス等の利用支援
- ②健康、物品購入、余暇等の日常生活に関する相談
- ③その他必要と認められる援助

(5) 地域活動支援センター事業

相談支援事業等に出てきた生活課題や地域課題の解決に向けて、本人や地域住民が主体となる活動の推進や支援を行い、地域生活支援の促進及び障害者福祉の啓発を図る。

- ① フリースペース提供
- ② 社会生活力を高めるための支援のプログラム
- ③ ピアサポーター等による個別、グループ援助・支援
- ④ 局内協働による共生型サロン『トビ丸カフェ』の運営

(6) 障害のある人の就労応援相談ステーションに関すること

障害者就労推進事業（委託事業）

働く意欲のある障害のある人に対し、就労支援に関する関係機関と連携し、その障害のある人の就労面に係るアセスメントを実施し、一般就労への移行に向けた支援計画を作成するとともに、当該アセスメント結果等について関係機関と必要な情報共有を行う。

また、就労支援に関わる機関や団体等と連携し、支援のネットワーク構築や障害者の就労促進に努める。

- ① 働く意欲のある障害のある人への電話、対面、メール等による相談支援業務
- ② 学習支援
- ③ 就労している仲間とのつながり支援
- ④ 行政、関係機関との連携

(7) 障害者(児)福祉に関すること

- ①三原市福祉のまちづくり推進協議会の活動支援
- ②障害者(児)の福祉を進める活動
- ③視覚障害者の福祉を進める活動
  - ・点字及び録音広報等発行事業
- ④聴覚・言語障害者の福祉を進める活動
  - ・ろうあ者の日常生活を支援する「手話通訳者」の活動充実

3. 地域共生事業・権利擁護事業・生活困窮者自立支援事業・ひきこもり相談支援事業の推進に関すること

地域共生の推進に向け、権利擁護や生活困窮・ひきこもりなど生活課題への相談支援の総合化による相談機能の強化と、支援会議等を通じた課題解決を多機関協働による包括的支援体制づくりを行政と協働し推進します。また、民生委員との連携や各事業の相談機能の強化を図ります。

- (1) 心配ごと相談事業に関する事
  - ①心配ごと相談所の開設
  - ②心配ごと相談所運営委員会の開催
  - ③相談員研修の開催
- (2) 地域共生社会推進事業（重層的支援体制整備事業）に関する事
  - ①重層的支援会議・支援会議の開催・運営に関する事
  - ②包括的支援体制づくり（多機関協働ネットワークの充実）に関する事
  - ③地域共生センターの運営に関する事
  - ④地域共生社会推進プラットフォームの運営に関する事
  - ⑤アウトリーチ支援に関する事
  - ⑥参加支援、居場所（Porta）の運営に関する事
- (3) ひきこもり相談支援事業に関する事
  - ①ひきこもり相談支援ステーションの運営に関する事
    - ア. 相談支援窓口の設置運営に関する事
    - イ. 専門相談会の実施に関する事
    - ウ. 居場所（Sunぼ）の運営に関する事
    - エ. 社会参加及び就労への支援・連携に関する事
    - オ. ひきこもり支援機関実務者連携会議の開催に関する事
    - カ. 家族の支援に関する事
    - キ. 住民向け講演会の実施に関する事
- (4) 生活困窮者自立支援事業（自立相談支援センターみはら）に関する事
  - ①自立相談支援事業
    - ア. 訪問支援（アウトリーチ）を含む相談支援
    - イ. ニーズに応じた支援プランの作成
    - ウ. 課題の評価・分析（アセスメント）
    - エ. 関係機関との連携体制の確保
    - オ. 就労に関する相談支援
    - カ. 居住に関する相談支援
  - ②家計改善支援事業
  - ③住居確保給付金事業
- (5) コロナ特例貸付フォローアップ支援
  - ①償還猶予・免除を行った借受人へのフォローアップ支援
  - ②償還免除申請に未応答の借受人へのフォローアップ支援
  - ③償還免除に至らないものの償還が困難な借受人へのフォローアップ支援
- (6) 生活福祉資金貸付事業に関する事
  - ①生活福祉資金（総合支援資金・教育支援資金・福祉資金・不動産担保型生活資金）、臨時特例つなぎ資金の相談・貸付・支援・指導（償還）
  - ②緊急小口資金・総合支援資金
  - ③緊急つなぎ資金貸付事業
- (7) 権利擁護連携支援センターに関する事
  - ①権利擁護に係る広報啓発・支援者向け研修会・市民向け講演会等の開催
  - ②支援者からの相談対応、専門職相談の調整
  - ③支援者が関わる本人・親族申立への支援や相談対応
  - ④選任された後見人等への相談対応
  - ⑤地域連携ネットワーク推進業務（権利擁護に係る地域連携ネットワーク会議の開催）
  - ⑥終活含めた身寄りがいない人等への支援に関する会議の開催
  - ⑦成年後見制度利用促進に係る中核機関機能の充実
  - ⑧通帳等一時預かり事業の実施
- (8) 福祉サービス利用援助事業「かけはし」に関する事
  - ①福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、通帳、保険証等の預かりサービス
  - ②関係機関の連携

- ③生活支援員の育成・研修
  - ④事業の啓発と相談機能の強化
  - (9) 成年後見事業に関すること
    - ①相談・支援機能の充実
    - ②事業の啓発と周知
  - (10) 緊急食料等支援事業（フードバンク）に関すること
    - ①緊急一時的な食料等の提供
    - ②フードドライブの運営・充実に関すること
    - ③食糧支援に関する行政や関係団体との連携に関すること
  - (11) 高齢者相談センターはーもにー（三原市北部地域包括支援センター）に関すること
 

高齢者相談センターはーもにーは、八幡町・久井町・大和町の高齢者等の保健・医療・福祉の増進を包括的に支援する地域の中核的機関として、機能の充実に努め、各関係機関・団体と連携を図り、地域包括ケア体制の推進に向けネットワーク構築や総合相談支援業務等を推進します。

    - ①総合相談支援業務に関すること
      - ア. 高齢者に関する総合相談・支援体制の実施
      - イ. 実態把握による要援助者等への相談支援の実施
      - ウ. 地域住民に対する広報活動の実施
    - ②権利擁護業務に関すること
      - ア. 高齢者虐待の防止や早期発見に関する啓発活動，高齢者虐待への対応
      - イ. 成年後見制度に関する啓発活動，相談支援の実施
      - ウ. 消費者被害防止に関する啓発活動，相談支援の実施
      - エ. 支援困難事例への対応
    - ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関すること
      - ア. 包括的・継続的なケア体制の構築に向け，関係機関等との連携・協働の推進
      - イ. 介護支援専門員に対する個別相談・支援の実施
    - ④介護予防ケアマネジメント業務に関すること
      - ア. 事業該当者，要支援認定者に対する自立支援に向けた支援計画の作成
    - ⑤地域包括ケアの実現に関すること
      - ア. 地域ケア会議の開催
        - ・ 個別事例の解決に向けた地域ケア会議の実施
        - ・ 多職種連携・協働の促進に向けた地域ケア会議の実施
        - ・ 見守り活動連絡会議等との連携・協働の実施
      - イ. 生活支援コーディネーターとの連携
        - ・ 第1層，第2層生活支援コーディネーターとの連携・協働の推進
    - ⑥認知症施策の推進に関すること
      - ア. 認知症に関する啓発活動，相談支援の実施
      - イ. 認知症カフェの企画運営
    - ⑦介護予防教室に関すること
      - ア. 地域住民に対して運動機能や認知機能等の低下の予防に資する健康教育の実施
  - (12) 複合的な生活課題を検討する局内会議の設置
    - ①複合的な課題を持つ人，制度の狭間にある人等への支援を協議するため，各課職員による特命支援会議の開催
    - ②日常的な支援の課題の協議，局内連携を円滑にすすめるための局内連携会議の開催
4. 介護サービス事業に関すること
- 利用者本位・自立支援に向けた充実した介護サービスの提供を推進します。

「介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で、住み続けたい」という願いをかなえるため、また障害のある人に自立や社会参加を支援するため、多様化したニーズに柔軟に対応し、安定したサービスの提供に努めます。事業間での連携・情報共有化、多職種との連携の充実を図ります。

持続可能な組織体制づくりを目指し、介護保険事業推進計画の策定及び実施、介護事業課本部機能の強化を通して、安定した事業経営と、働きやすい職場環境づくりに取り組み、人材確保と資格に応じた研修の時間を確保し人材育成に努めます。

- (1) 居宅介護支援事業の充実
  - ・ケアプラン（居宅サービス計画書）の作成
  - ・介護予防プランの受託
  - ・要介護認定・要支援認定の調査
  - ・住宅改修相談
  - ・福祉用具相談
- (2) 訪問介護事業の充実（梅林・久井・出張所だいわ）
  - ・身体介護（入浴・排泄・食事等の介助・外出介助）
  - ・生活援助（調理・洗濯・掃除・買物等の援助）の提供
  - ・持続可能な事業運営を目指した検討
- (3) 通所介護事業の充実（梅林・久井・大和）
  - ・利用者の社会的孤立感の解消
  - ・心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減
  - ・レクリエーションや日常生活動作訓練，食事や入浴のサービスの提供
  - ・利用者のニーズに即したサービスの提供
  - ・利用者の在宅生活を支援するための加算の取得
  - ・持続可能な事業運営を目指した検討
- (4) 障害者訪問介護・障害者通所介護の充実
  - ・障害のある人々が必要とする訪問介護・通所介護サービスの提供
  - ・障害者の自立支援
  - ・居宅介護（梅林・久井・出張所だいわ）
  - ・重度訪問（梅林・久井・出張所だいわ）
  - ・同行援護（梅林）
  - ・移動支援（梅林・久井・出張所だいわ）
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実（現行相当）
  - ・安心して自立した日常生活を送るための、効果的で効率的な支援の提供
- (6) 緩和基準型各種サービスの提供
  - ・要支援1・2の方と事業対象者の方に、ケアプランに沿った各種サービスの提供
  - ・訪問型：久井・出張所だいわ 通所型：久井・大和
- (7) 介護サービス事業所の効率的な経営
  - ・質の向上を目的としたサービス体制への移行
  - ・働きやすい職場環境づくり（介護職場サポートセンターひろしま活用）
  - ・人材確保と職員育成体制の整備
  - ・業務継続計画（BCP）の更新と研修，訓練の実施
  - ・介護事業推進計画の作成と実施，効率的な研修の実施
  - ・介護事業課本部会議・各種主任会議の効率的な運営
- (8) 三原市福祉・介護人材確保等総合支援協議会に関すること
  - ・将来の福祉・介護の担い手となる地域住民等への魅力発信（イメージアップ）の取り組み
  - ・介護施設などで身体介護を伴わない業務に従事する「介護助手」の周知・拡充
  - ・中学生や高校生など若い世代を対象としたイベントの実施

## 5. 法人運営に関すること

組織のガバナンスと財務規律の強化や情報公表等による透明性の向上を図るとともに、

安定的な事業運営にむけての財源確保、人材育成・定着の仕組みづくりに関するきめ細かな取り組みを進めていきます。

(1) 事業運営の透明性の向上と情報発信

① 広報誌、ホームページ等を活用した情報の公表

② 共同募金運動に関すること

ア. 戸別募金の増強と法人募金、大口募金、職域募金、学校募金の開拓

イ. 街頭募金、イベント募金等の募金活動の実施

ウ. 適切な配分及び募金使途の明確化に努める

(2) 財務規律の強化

・より適正な資金管理と積立金の有効な運用

(3) 職員研修による資質の向上

・コミュニティーソーシャルワーク・相談支援等を担う研修の充実

・災害ボランティアセンター運営にかかる職員研修

・職員のメンタルヘルス対策の充実

・ハラスメント防止に関する方針等の周知・啓発

(4) 市社協会員の加入促進（自主財源の確保）

(5) 三原市との連携・協働体制の強化